やまぐち健康応援団規約

（趣旨）

本来、健康づくりは個人の自覚と実践が基本となります。しかし、個人の努力だけでは解決できない社会環境や自然環境など、個人の健康を左右するさまざまな要因が存在しています。

このような個人を取り巻く問題の解決に当たっては、ヘルスプロモーションの活用と定着が必要であり、住民の創意工夫による主体的な健康づくり運動の展開と、それを支援する体制の構築が求められています。

このため、多様な活動団体と連携して、「健康のまちづくり」を推進するため、健康づくりの各分野で主体的な取組を進める事業所、施設、店舗及び各種団体等を登録する「やまぐち健康応援団」を創設しました。

（目的）

第１条　やまぐち健康応援団は、健康やまぐち２１計画の推進を図るため、多様な活動団体と連携して、「健康のまちづくり」を進め、健康を支え、守るための社会環境の整備に取り組むことにより、県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とします。

（対象）

第２条　やまぐち健康応援団は、県内に所在し、県民を対象に、健康づくりの各分野で主体的な取組を行う事業所、施設、店舗及び各種団体等（以下、「事業所・団体等」という。）を基本的に対象とします。ただし、県外に所在し、県民を対象に同等の取組を行うことができる場合も、対象とします。

（定義・活動）

第３条　登録制度に則ってやまぐち健康応援団に登録された事業所・団体等（以下、「登録事業所・団体等」という。）は、以下の各分野（以下、「登録分野」という。）において県民の健康づくりに資する取組を進めることにより、県民の健康づくりを応援するものとします。

（１）食と栄養による健康のまちづくり

（２）身体活動・運動による健康のまちづくり

（３）社会環境の整備による健康のまちづくり

２　登録事業所・団体等は、健康やまぐち２１計画の趣旨に賛同し、県、市町、関係機関又は登録事業所・団体等相互の連携・協力を行うものとします。

（登録）

第４条　やまぐち健康応援団に登録を希望する事業所・団体等は、所轄する健康福祉センターに、下関市、県外に所在、または全県にわたって所在し一括して登録を希望する事業所・団体等は、山口県健康福祉部健康増進課（以下、「事務局」という。）に、「やまぐち健康応援団」登録申込書（様式１－１又は１－２、やまぐち健康マイレージ協力店については、これらに加えて様式１－３を提出し、別表に掲げる基準に適合することが

確認された場合に、登録が認められるものとします。

（変更）
第５条　登録事業所・団体等は、登録分野・登録要件の変更を希望する場合には、「やまぐち健康応援団」変更届（様式２）を提出することにより、変更することができます。ただし、登録要件の追加に当たっては、基準に適合することが確認された場合に限り、変更が認められるものとします。
　なお、登録分野・登録要件以外の登録事項の変更は、任意様式等による報告に代えることができるものとします。

（中止）
第６条　登録事業所・団体等は、やまぐち健康応援団の活動を継続できなくなった場合、「やまぐち健康応援団」中止届（様式３）を提出し、登録を中止することができます。
２　登録事業所・団体等は登録を中止する場合、原則として登録証を返納するものとします。

（活動報告）
第７条　登録事業所・団体等は、年１回、「やまぐち健康応援団」活動報告書（様式４）により、年間の取組等を報告することとします。なお、活動報告書を提出しないことによって、登録を直ちに取り消すものではありませんが、複数年にわたって、活動がなかったり、報告書の提出がなく、活動を把握できない場合には、事務局は登録を取り消す場合があります。
２　登録事業所・団体等は登録を取り消された場合、原則として登録証を返納するものとします。

（除名）
第８条　事務局は、やまぐち健康応援団としてふさわしくないと認められる次の行為があった場合、登録事業所・団体等を除名することができるものとします。
（１）県民の健康を害するおそれのある活動
（２）県民の信頼を損なう行為
（３）法令に違反する行為
（４）その他、応援団としてふさわしくない行為

（団長）
第９条　やまぐち健康応援団の団長は、健康やまぐち２１推進県民会議の会長をもって充てるものとします。

（事務局）
第１０条　やまぐち健康応援団の事務局は、山口県健康福祉部健康増進課に置き、運営事務局は、山口県健康づくりセンターに置くものとします。
２　事務局は、登録に係る手続きを行い、運営事務局は、登録に係る手続きを除く事務や

広報業務等を行うこととします。

（規約の改定）
第１１条　本規約は、事務局が必要に応じて改定することができるものとします。

附則
この規約は、平成１８年１１月１９日から施行します。
この規約は、平成２３年　６月　１日から施行します。
この規約は、平成２５年１０月１０日から施行します。
この規約は、平成２６年　６月　３日から施行します。
この規約は、平成２７年　７月３１日から施行します。
この規約は、令和　２年　４月　１日から施行します。
この規約は、令和　２年１１月　１日から施行します。
この規約は、令和　５年１２月１１日から施行します。
この規約は、令和　７年　３月１３日から施行します。

注意事項
１　やまぐち健康応援団の名称及びシンボルマークを、商品やサービスに直接使用することはできません。例えば、シンボルマークが入ったシールをメニューに貼ることはできますが、商品に直接貼ることはできません。

２　やまぐち健康応援団の名称及びシンボルマークを表示する場合は、必ず登録された活動内容とともに表示する必要があります。

３　やまぐち健康応援団の登録証は、登録事務所の商品やサービスに資格や保証を与えるものではありません。